

退職手当支給条例の主な改正内容

退職手当の調整額の引き上げ

1 内容

調整月額の改正

退職した職員の退職前の職責（5年分）に応じて加算することとされている「調整額」を次のとおり改定した。

| 区分 | 改正前月額 | 改正後月額 |
|-------|---------|---------|
| 第1号区分 | 50,000円 | 65,000円 |
| 第2号区分 | 45,850円 | 59,550円 |
| 第3号区分 | 41,700円 | 54,150円 |
| 第4号区分 | 33,350円 | 43,350円 |
| 第5号区分 | 25,000円 | 32,500円 |

| | | |
|---------|----------|----------|
| 第 6 号区分 | 20,850 円 | 27,100 円 |
| 第 7 号区分 | 16,700 円 | 21,700 円 |

注) これまで第 7 号区分は勤続 24 年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とした。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日